

広島市規則第3号

令和8年2月26日

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
の一部を改正する規則

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年広島市規則第72号）の一部を次のように改正する。

別表第1 広島市保育園条例（昭和23年10月4日広島市条例第44号）の項の次に次のように加える。

広島市子ども医療費補助条例施行規則（昭和48年広島市規則第103号）	第6条第1項本文及び第7条第1項
------------------------------------	------------------

附 則

この規則は、令和8年3月12日から施行する。